

県民の生活環境の保全等に関する条例の
土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直しについて

(答申)

平成21年12月28日

愛知県環境審議会

抜 粋

1 本県の土壌汚染の現状と課題

条例の施行後6年が経過したこと、また法が改正されたことによる本県の土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制の見直し課題は次のとおりである。

(1) 略

(2) 課題

法には応急措置の考えがなく、また、改正法における形質変更時要届出区域については汚染の除去等の措置の実施に係る規定がない。

2 見直しの方向性

(1) 略

(2) 土壌汚染が判明した場合の措置

○ 応急措置の実施

土壌汚染が判明した場合に、当該土壌汚染又は関連の地下水汚染に対する本格的な措置が取られるまでの間、当該汚染の拡散を防止するため、対象を限定せずに汚染が判明したすべての場合において、不透水シートによる雨水の遮断や立入禁止措置等の応急措置を実施させることが必要である。